

政令第二十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年三月二十八日とする。ただし、同法第三条中自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十条第四項、第二十条の八第二項及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二十八年一月三十一日とする。

## 理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。